

八王子市地域づくり推進基本方針改定懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 八王子市地域づくり推進基本方針改定にあたり、学識経験者や、多様な関係団体等からの意見及び助言等を反映するため、八王子市地域づくり推進基本方針改定懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(活動内容)

第2条 懇談会は、次の事項について意見聴取かつ意見交換する。

- (1) 八王子市地域づくり推進基本方針について
- (2) その他地域づくりの推進に関する事

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者から16名以内の参加者をもって構成する。

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和5年(2023年)7月から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(謝礼)

第5条 参加者の謝礼は、会議の開催1回につき学識経験者12,000円とし、市職員を除くそれ以外のものは5,000円とする。

(活動)

第6条 懇談会は、総合経営部地域づくり担当部長が招集する。

2 懇談会には、必要に応じ座長を置くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総合経営部経営計画課地域づくり担当に置き、庶務業務を処理する。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)7月11日から施行する。

この要綱は、令和6年(2023年)3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

	参加者
1	学識経験者
2	長房中学校区地域づくり推進会議参加者
3	川口中学校区・地域づくり推進会議参加者
4	みなみ野中学校区地域づくり推進会議参加者
5	南大沢中学校区地域づくり推進会議参加者
6	市民活動推進部長
7	福祉部長
8	都市計画部長
9	学校教育部長
10	総合経営部地域づくり担当部長
11	総合経営部地域づくり担当課長
12	その他、市長が必要と認める者